



さくら保育所
イモの
苗植え



平成28年6月2日(木)にさくら保育所で、サツマイモの苗植えが行われました。

晴天の中、子供たちは一生懸命苗植えに励みました。

収穫は10月ごろを予定しています。収穫したサツマイモは、おやつや給食の材料として使われるようです。

おいしいサツマイモが育つのが待ち遠しい子供たちです。



主な
目次

平成28年度上板町職員採用試験案内	2	グラウンドゴルフ競技会	8
マイナンバーについて	3	上板ふれあいクラブ	9
議会だより	3	ちょっとひと工夫で、夏場のごみを減量!	10
国民健康保険加入者の皆様へ 人間ドックのご案内	5	介護保険からのお知らせ	13
上板町体育協会表彰式	8	保健行事予定表	15

平成28年度 上板町職員採用試験案内

- 試験日 平成28年9月18日(日)
- 申込受付期間 平成28年7月21日(木)～平成28年8月4日(木)
- 採用日 平成29年4月1日以降

1. 試験区分、採用予定人数及び職務の内容

試験区分	採用予定人数	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度 若干名	上板町の各部署において、一般行政事務に従事します。
学芸員	高等学校卒業程度 1名	上板町において、学芸員の業務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。
学芸員	高等学校卒業程度 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、学芸員の資格を有する者又は、平成29年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。

3. 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	平成28年9月18日(日) (1) 開場時間 9時 (2) 試験時間 10時から12時まで	徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟 (徳島市山城町西浜傍180) ※試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します。なお、付近に駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。
第2次試験	平成28年11月中旬予定(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4. 試験の方法

第1次試験は、次のとおり行います。

試験種目	時間	試験の内容
教養試験	10時から12時まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。

※この試験についての問い合わせは、上板町役場総務課(TEL:088-694-6801)へお願いします。

板野西部消防組合職員 採用のご案内

板野西部消防組合消防職員を採用します。採用予定人数、受験申し込み方法等は、次の要領のとおりです。なお、今回の採用予定日は、平成二十九年四月一日以降です。

①採用予定職種及び人数
消防職員(二十四時間交替勤務) 若干名

②受験資格
平成二十八年四月二日から平成三十一年四月一日までに生まれた者。
(詳しくは、試験案内をご覧ください。)

③受付期間
平成二十八年七月二十一日(木) 午前八時三十分から八月四日(木) 午後五時まで。

④試験の日程
第一次試験(県内統一試験で実施)
●日時 平成二十八年九月十八日(日)
午前十時から

●場所 徳島文理大学 九号館 人間生活学部棟
(徳島市山城町西浜傍一八〇)
●合格発表 平成二十八年十月下旬頃
●第二次試験
●日時 平成二十八年十一月以降
詳しい事項は、直接連絡します。

⑤申し込み・問い合わせ

板野西部消防組合消防本部総務課
電話 〇八八-六七二-〇一九八
〒七七九-〇二四 徳島県板野郡板野町羅漢字前田三五

※申込用紙、試験案内は、板野西部消防組合消防本部総務課で七月六日から配布します。
郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求」と朱書き、あて先明記のうえ、一二〇円切手を貼ったA4版返信用封筒を必ず同封してください。

マイナンバーについて

通知カードの受け取りについて

通知カードは、マイナンバーが記載されているカードです。平成二十七年十月五日現在の住所地に簡易書留で送付されました。通知カードを受け取れなかった方は、上板町役場住民権課でお預かりしています。

お早めに受け取りを！

マイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードの交付申請をして、交付通知書（はがき）が届いた方の中に、マイナンバーカードの受け取りをされていない方がいます。交付予約の上、お早めに受け取りを！



お問い合わせ先

上板町役場 住民権課

TEL 六九四一六八〇九



第二十四回参議院議員

通常選挙のお知らせ

第二十四回参議院議員通常選挙が左記により執行される予定です。

選挙日程

- 公示日 平成二十八年六月二十二日(水)
- 投票日時 平成二十八年七月十日(日) 七時～二十時
- 投票所 町内五投票所
(投票所入場券にあなただの投票所を記載しています)
- 期日前投票 平成二十八年六月二十三日(木)～
平成二十八年七月九日(土)の十七日間
時間 八時三十分～二十時
場所 上板町役場 一階ロビー
- 不在者投票 平成二十八年六月二十三日(木)～
平成二十八年七月九日(土)の十七日間

※東第一投票区の皆様へ

神宅小学校体育館の改修工事に伴い、投票所が「神宅幼稚園北側保育室」に変更となっております。詳しくは、下図をご覧ください。

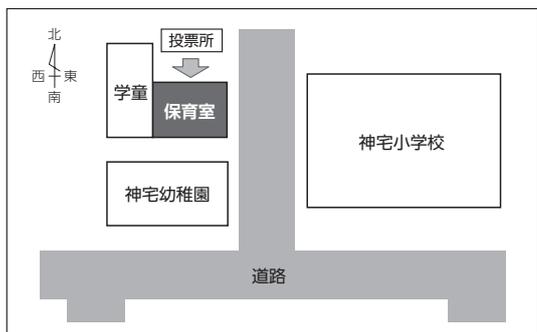
※南第二投票区の皆様へ

投票所の名称が変更となっております。ですが、投票所の場所は前回と同じです。

お問い合わせ先

上板町選挙管理委員会事務局
(上板町役場総務課内)

TEL 六九四一六八〇一



上板町議会 だより

◎平成二十八年第二回定例会の概要

第二回定例会は、六月十四日から六月十七日までの四日間の日程で開かれました。

開会日には、七條町長が町政に取り組む所信と、財政問題、人口減少問題、環境と人権問題、農業問題、防災対策など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、地方創生、行財政問題、子育て支援、農業問題、水害(河川)対策などが論議されました。(議員十三名から一般質問)

町長提出議案一〇件の内二件が可決、二件が同意、四件が承認、一件が適任とされ、一件が報告されました。

議員提出議案一件が可決されました。

◎議会議員全員協議会

平成二十八年六月七日
第二回定例会提出議案の協議を行なう。

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成二十八年四月分から平成二十九年三月分までの国民年金保険料は、月額一六、二六〇円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、上板町役場国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（五十歳未満）」がありますので、国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成二十八年度の免除等の受付は平成二十八年七月一日から開始され、平成二十八年七月分から平成二十九年六月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から、二年一カ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、上板町役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談下さい。

お問い合わせ先

徳島北年金事務所
上板町役場 住民人権課

TEL 088-655-0200
TEL 694-6809

人権擁護委員を ご存じですか。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。現在、約一四、〇〇〇名の委員が全国の各市町村に配置され住民の皆さまからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

上板町の人権擁護委員は次の方々です。(平成二十八年七月一日現在)
眞木 育代(東光)
吉田 公一(山田)
戸田 啓介(佐藤塚南)
森田 正昭(天神前)
嘉重 米子(神宮寺二)

人権相談

人権に関する困りごと、心配ごととはございませんか？
人権擁護委員による人権相談を毎月実施しています。
相談は、無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談下さい。

●日時 毎月 第三水曜日
午後一時三十分～午後四時

●場所 上板町文化センター
(上板町西分字松木二九)

●電話 六九四一三〇二〇
(文化センター)

六九四一六八〇九
(上板町役場 住民人権課)

人間ドックのご案内



上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に平成二十八年度の間ドック（総合健康診査）事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現われない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に人間ドックを受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

①受診資格

- 上板町国民健康保険の被保険者である者（後期高齢者医療制度加入者は対象外です）
- 平成二十八年度中に満三十五歳以上の者
- 国民健康保険税を完納している世帯に属する者

なお、特定健診は人間ドックの受診項目に含まれていますので、特定健診対象者の方は人間ドックと併せて受診できます。

②受診時期

平成二十八年 九月・十月・十一月・十二月の四ヶ月

祝祭日を除く毎週月曜日～金曜日

③受診料について

○ドック受診料は三六、〇〇〇円です。うち一八、〇〇〇円を国保から補助しますので、個人負担額は一八、〇〇〇円です。（特定健診該当者の方で人間ドックと併せて受診する方は個人負担額一二、六五〇円です。）

○希望により、個人負担を追加すれば次の検診を受けることができます。

乳がん、子宮がん検診（六、三七七円）

※乳がん、子宮がん検診は、二年に一回、町の助成により個人負担が軽減されます。

ただし、受診については年齢等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○ドック個人負担額と追加検査料は、受診当日に健診センターでお支払いください。

④実施する医療機関

公益財団法人とくしま未来健康づくり機構

（徳島県総合健診センター）

徳島市蔵本町一丁目一〇番地三

TEL 六三三二二二六六（代）

（交通案内）

・JR蔵本駅下車（徒歩三分）

・徳島バス・徳島市営バス

中央病院前下車（一分）

⑤申込方法

○「国保・人間ドック申込書」に、住所・氏名・生年月日・電話番号・受診希望月を記入・捺印のうえ七月二十九日（金）までに役場税務課までお申込みください。申込書は税務課窓口もしくは町ホームページから取得できます。

申込み順で一七〇名に達した時点で締め切らせていただきます。

○受診期間のうち、九月・十月は他の保険の健診が集中する時期で、日程によっては検査の待ち時間が長くなる場合があります。

○受診日については、後日健診センターから直接連絡がありますので、都合の良い日をご相談ください。

※人間ドックに関してのお問い合わせは、上板町役場 税務課 TEL 六九四一六八〇七です。

平成二十八年度

特定健康診査が始まります。

特定健康診査は、自覚症状がなく進行する糖尿病・高血圧等の生活習慣病を見つけるチャンスです。健診の結果、生活習慣病のリスクが高く、また生活習慣病の改善が必要な方には、保健師・管理栄養士などの専門家から保健指導が受けられます。この機会にぜひ健診を受けてみませんか。

特定健康診査の対象者

・平成二十八年四月一日現在、上板町国民健康保険に加入している昭和十六年十月一日～昭和五十二年三月三十一日生まれの方
【四月二日以降に国保に加入した方で特定健康診査の受診を希望される場合は、お問い合わせください。】

※対象者には七月上旬に受診券を送付します。

特定健康診査の受診期間

・平成二十九年一月三十一日まで

【ただし、昭和十六年十月一日～昭和十七年三月三十一日生まれの方は九月三十日まで】

特定健康診査の受け方

受診回数是一回です。いずれかの方法で受診してください。

■医療機関で受診

特定健康診査受診券に同封の県内実施機関一覧表に記載されている医療機関で受診できます。

■上板町農村環境改善センターで受診（集団検診）

平成二十八年十月二十日（木）

受付時間午前八時三十分～午前十時

平成二十八年十二月八日（木）

受付時間午前八時三十分～午前十時

■人間ドックで受診

上板町国民健康保険やJA等が実施する「人間ドック」を受診する際に、人間ドックと特定健康診査の内容を同時に実施できます。

お問い合わせ

上板町役場税務課国民健康保険係 TEL 六九四一六八〇七

今月の納付期限 はここです

税務課からのお知らせ

七月は固定資産税（第一期）国民健康保険税（第一期）の納付月です。

納期限は八月一日（月曜日）です。納期限内にお納めください。ようお知らせします。

口座振替の方は、八月一日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

上板町役場 税務課

TEL 六九四一六八〇七

後期高齢者医療制度加入の方へ

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に**有効期限 平成29年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成27年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違のないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成 29 年 7 月 31 日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者の印	番号除及 保並者の印

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成29年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成29年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項

保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3 私は、臓器を提供しません。

◀ 1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

◆自分の意思に合う番号を選択

自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択

1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について

1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成28年7月31日」となっています。

平成27年度の認定証をお持ちの方で平成28年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

平成28年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成28年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

上板町体育協会表彰式



上板町体育協会表彰式

六月五日(日)

上板町中央公民館において、本町スポーツ界における活躍を称え、上板町体育協会より、スポーツ優秀者の表彰式が行われました。

スポーツ優秀者

高橋 冴 弥

松島小学校
少林寺拳法

高橋 康 行

松島小学校
少林寺拳法

佐野 愛 実

松島小学校
少林寺拳法

住友 蓮

神宅小学校
サッカー

岡本 泰 崇

上板中学校
柔道

村部 七 海

上板中学校
陸上

平成二十七年年度の学校名を記載しております。

グラウンドゴルフ競技会

平成二十八年年度グラウンドゴルフ競技会が、五月三十一日(火)にファミリースポーツ公園で約六十名が参加し開催されました。
成績は次のとおりです。

優勝 稲井 稔 幸

準優勝 渡部 茂太郎

第三位 前田 和子



板野東部ファミリー・サポート・センターからのお知らせ

夏休み
親子でよつといDay!!
⑤ 上板町

デコパージュ石けん
をつくらう!!

自分だけのお気に入りの石鹸を作りませんか?
自由研究にいかが?



■日時

八月三日(水) 十時~十二時半

■場所

上板町役場 一階
中央公民館第三会議室(和室)

■定員

親子二〇組

■参加費

無料

■持ち物

絵具用の筆
(あれば、平筆が塗りやすいです。)



※ファミリー・サポート・センター事業
に関心のある方

※ファミサポについて説明や登録も
なっています。

●申し込み・お問い合わせ

板野東部ファミリー・

サポート・センター

Tel 〇八八一六九三ー三〇三三

上板ふれあいクラブ ニースポーツ交流 参加者募集

●実施日

平成二十八年七月二十四日(日)

午前九時～十二時

受付 八時三十分～

●場所

農村環境改善センター

(多目的ホール)

●種目

カローリング

ペタンク

囲碁ボール 等

●対象者

会員、上板町民

●参加費

会員無料

会員外一〇〇円(保険代)

●持ち物

上靴、タオル

●申込締切

七月二十日(水) 十八時迄

お友達・ご家族で参加してみませんか、
お待ちしております

お申し込み・お問い合わせ先

上板ふれあいクラブ事務局

TEL 六七九-七七七八(十三時～二十時)



上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

子育ていちょう会の開催について(ご案内)

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のためにある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話すことで今までこだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い子ども達の生きる力をはぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。先生方のご参加もお待ちしています。誰でも自由に気軽に参加ができますので一人で悩まず是非お越し下さい。話の内容は、秘密厳守となっています。

日 時 毎月第4土曜日(19時～21時)

平成28年 7月23日(土)(19時～21時)

8月27日(土)(19時～21時)

9月以降も第4土曜日で開催しています。

9月24日(土)(19時～21時)

活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」
ITセンター2階

参加費
無料

相談窓口	連絡先	受付時間(月～金)
相談支援センター「あい」 (ITセンター内)	637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30～17:00

(土・日・祝日は休み)(相談無料)

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」をご活用ください。

『あい』では、教育の応援をさせていただきます。
(気軽にご相談を)

子ども・若者(幼・小・中学生・中学卒業後～30歳ぐらいまで)について

いじめ、不登校、引きこもり、ニート、虐待など子育てについて悩んでいる方、その家族・教員など『あい』に話しに来ませんか。ご相談を受け付けています。

難しい問題は、『個別ケース検討会議』を通じ、
県内31機関のご支援ご協力を受けて相談できます。



これまでに、下記のようなケースで関係機関の支援の下、対応しています。

- ・友だちとのトラブルが多い
- ・学校生活が落ち着かない
- ・学校に行きづらく遅刻、不登校、引きこもりがち
- ・中学校を卒業したが、進路が決まっていない
- ・高校を中退し、将来のことが不安
- ・虐待や非行問題など

このようなことで、気になっていませんか。

子育て・しつけ・教育などで悩みや困りごとがある方、
中学校卒業後の若者(30歳ぐらいまで)はもちろん、
40歳、50歳、高齢者の相談も可能です。

ご相談を受け付けていますので、
気軽にお立ち寄りください。

くらしの

保険相談

馬道会館ではフアンションシャルプランナーによる生活に密接した各種保険相談を開催します。
疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

・年	・健康
・金	・失業
・保	・労災
・険	・交通
	・生命
	・住宅
	・ローン

■日時

平成二十八年七月二十六日 火曜日
午後一時三十分から

■場所

馬道会館

TEL 六九四-四八六八

上板町西分字原一八二

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

寄せ植え教室の募集

ガラスの容器を使って、夏の室内に清涼感をもたらす寄せ植えをしましょう。
セラミクスガーデン作ります。

■日時

平成二十八年七月二十七日 水曜日
十三時三十分～

■場所

馬道会館 TEL 六九四-四八六八

上板町西分字原一八番地二

■申し込み締め切り

七月二十日 水曜日 午後五時まで

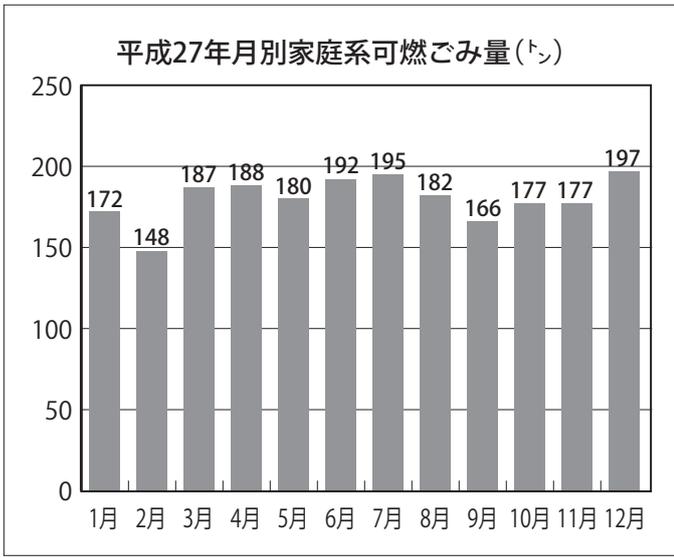
■材料代 二、〇〇〇円

ちよつと ひと工夫で、 夏場のゴミを 減量！



夏場は、可燃ゴミが増える季節

年間を通して、梅雨時期から梅雨が明けた夏場は、可燃ゴミ量が増加する時期で、そのゴミに水分が多く含まれる時期でもあります。
町内の各ご家庭から排出されました平成二十七年月別の家庭系可燃ゴミ量では、六月が一九二トン、七月が一九五トンとなっています。なお、一番排出量の少ない二月は一四八トンでした。



どうしたら減るの？

■夏場のゴミは、十分に水切りを！

夏場に可燃ゴミの量が増える要因としては、生ゴミ等の「水分過多」が考えられます。生ゴミの約八〇％が水分といわれており、ゴミとして出される前に水分を水切りネットなどで一絞りするだけで、大きなゴミの削減効果があると考えられます。夏場のゴミ出しは、ご家庭で十分「水切り」を行っていただきますようご協力をお願いいたします。

※生ゴミ「水切り」のポイント！

- ①濡らさない！
水分を吸わせないようにしましょう。
- ②乾かす！
野菜の皮などは、乾かしましょう。
- ③絞る！
水分をギュッと絞りましょう。
水切りをしない弊害としては、夏場は特に悪臭が発生し、ゴミステーション付近の方の迷惑にもなっています。



②必要な分だけ買う

ついつい買いすぎていませんか？夏は賞味期限が早く切れ、食品廃棄が多くなります。使い切れる分だけ買いましょう。

③残さず食べる

「もったいない」の精神で必要な分だけ買う。食材は最後まで使い切り、残さず食べましょう。



生ゴミの堆肥化にご協力を

生ゴミを堆肥化して家庭菜園等に利用すれば、一石二鳥。上板町では、家庭用生ゴミ処理機等の購入費補助を行っています。詳しくは環境保全課迄お問い合わせください。

お問い合わせ先 上板町役場 環境保全課 TEL: 694-6813

生ゴミ処理機等でゴミの 減量化に取り組みませんか

町では、生ゴミの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ゴミ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご利用ください。
手続き方法等詳しいことは、町HPをご覧ください。
か環境保全課へお問い合わせください。



補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。
運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ①電気式生ゴミ処理機器（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。
【補助数 5月20日現在 残り9台】

- ②生ゴミ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。
【補助数 5月20日現在 残り8台】

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ゴミ処理機器又は生ゴミ処理容器のどちらか1台となります。

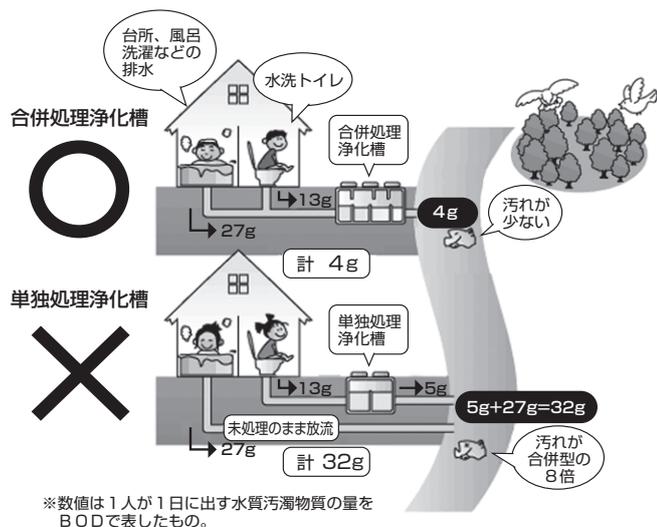
※事前購入は対象外です。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

手続き方法などお問い合わせ先 ▶ 上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

汲み取り槽や単独浄化槽から

合併処理浄化槽への転換をお願いします。



合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲み取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。なお、浄化槽法の改正により、平成十三年四月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなります。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）及び単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して補助金を交付しています。転換に対する補助金額を昨年度から増額しております。

町の汚水処理率は徳島県平均を下回っているためには是非ご活用ください。また、本年度は転換を早めるため、転換により合併処理浄化槽を設置し、単独処理浄化槽及び汲み取り槽を全撤去した場合、左記のとおり撤去費用についても補助します。

●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単独槽撤去	90,000円
汲取り槽撤去	90,000円

◎申請受付期間：平成28年11月30日まで

※なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。詳細については、上板町役場 環境保全課（TEL 694-6813）までお問い合わせください。

上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

**電気通信事業法が改正されました
光回線・スマートフォン等の契約
書面はしっかり確認しましょう！**



電気通信事業法の改正により、消費者保護ルールが充実・強化され、新たに次の規定が導入されました。

●書面の交付義務

電気通信事業者は、契約が成立した後遅滞なく、契約内容を明らかにする書面を利用者に交付しなければならぬ決まりになっています。

●初期契約解除制度

利用者は、書面の受領後等から八日間は、電気通信事業者の合意なく契約を解除できます。

●不実告知等の禁止

契約の重要事項について、業者が故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止されています。

●勧誘継続行為の禁止

求められない勧誘を業者が継続する行為が禁止されています。

●代理店に対する指導等の措置義務

電気通信事業者が代理店に対し指導等の措置を行うことが義務付けられています。

契約書面の内容をよく確認し、疑問や問題があったときは、早めに契約先の事業者へ申し出ましょう。不安に思うことや、トラブルになった場合には左記窓口までご相談ください。

◆お問い合わせ先

上板町消費生活相談窓口

TEL 694-1681-16

秘密厳守・相談無料

月～金曜日 九時～十六時三十分（休所日 土日祝）
役場東隣 上板町農村環境改善センター事務所内

平成二十八年度 地域障がい者パソコン講座

身体および精神障がい者・難病等障がい者の方を対象とした講座

Windows 10の基本操作やワード、エクセルの基本、インターネットの活用術、メールやアプリ等を楽しく学び、ひと味違う年賀状を作成していきます。

■募集定員 一〇名

■日時 平成二十八年九月二日～平成二十九年二月三日
毎週金曜日 十三時～十六時(全二十一回)

■場所 福祉ホームリズム 一階 地域交流スペース
(板野郡藍住町矢上字安任五六一五)

■費用 無料

■締め切り 八月二十六日(金)

知的障がい者の方を対象にした講座

パソコンを使って名刺やオリジナルシールを作成したり、インターネットを安全に楽しめる内容をたくさんご用意しています。

■日時 平成二十八年七月二十三日～八月二十七日
毎週土曜日 十時～十二時(全八回)

■場所 福祉ホームリズム 一階 地域交流スペース
(板野郡藍住町矢上字安任五六一五)

■費用 無料

■締め切り 七月十五日(金)



●お申込み・お問い合わせ

障がい者生活支援センター 凌雲

TEL 〇八八一六九三一一一七

FAX 〇八八一六九二一六七七六

E-mail: support@seip-harmony.com

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日

七月二十日(水)

■開設時間

午後一時三十分～午後四時

■開設場所

上板町老人福祉センター

成年後見・相続・ 遺言無料相談会 のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日時

八月二日(火) 午後一時～三時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場所

上板町中央公民館

(上板町役場二階) 第一会議室

■お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

徳島県支部徳島県行政書士会内

TEL 〇八八一六七九一四四四〇

第五回 上板町 健康教室参加者 募集のお知らせ

楽しく健康に関する運動や講義を開催します。ぜひ、この機会に体験して今後の生活に役立てましょう。

■期間

平成二十八年九月三日(土)～

平成二十八年十二月二十四日(土)

毎週土曜日(全十六回)

■時間

十九時～二十時(一時間)

■場所

上板町ファミリースポーツ公園

及びアサンスポーツクラブ内

■講師

健康運動指導士 三栖 広希 先生

■募集対象者

上板町在住の四〇歳以上の方

(医師から運動を止められていない方)

■募集人数

三五名

応募者多数の場合は初めての方を優先します。

■募集期間

平成二十八年

七月二十日～八月二十日

■参加費 無料

■主催 上板町役場 福祉保健課

■申込先

上板町ファミリースポーツ公園及び

アサンスポーツクラブ健康教室係

TEL 〇八八一六九四一六五五七

自衛官(学生)受付案内

募集種目	資格	受付期間	試験日	その他
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満の男子	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
自衛官候補生(女子)	18歳以上27歳未満の女子	7月1日～9月8日	9月23日～9月27日	
一般曹候補生	18歳～27歳未満の者	7月1日～9月8日	1次:9月16日・17日 (いずれか1日実施) 2次:10月6日～12日 (いずれか1日実施)	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
航空学生	高卒(見込含)21歳未満の者	7月1日～9月8日	1次:9月22日 2次:10月15日～20日 3次:11月12日～12月15日	試験会場 1次・2次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先

自衛隊鳴門地域事務所 (TEL 088-685-5306) 住所: 鳴門市撫養町立岩字七枚57
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>

『高齢者向け給付金』の申請はお済みですか。

※申請受付期間は、平成二十八年八月三十一日(水)までです。
お早めに申請書の提出をお願いします。

「二億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者へ支援し、平成二十八年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施します。

① 給付対象者

平成二十七年年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成二十八年度中に六十五歳以上となる方(昭和二十七年四月一日以前に生まれた方)

○平成二十七年年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成二十七年年度分の町民税(均等割)の非課税者であること
- ・平成二十七年年度分の町民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと等の所定の要件を満たす者
- (ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)

② 給付額

給付対象者一人につき 三万円(一回限り)

③ 申請期間

平成二十八年五月十六日(月)～
平成二十八年八月三十一日(水)まで

④ 申請方法

対象と思われる方に五月中旬に申請書を送付しております。送付された申請書に必要事項を記入押印の上、本人確認書類(運転免許証や保険証の写しなど)と振込先口座確認書類(通帳の写し)を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。また、上板町役場福祉保健課窓口でも申請を受付いたします。

※支給対象と思われる方で、現在も申請書が届かない方は、下記までお問い合わせください。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。



お問い合わせ先

■制度に関するお問い合わせ
厚生労働省 専用ダイヤル電話 0570 - 037 - 192
上板町役場 福祉保健課 臨時福祉給付金係 TEL 694 - 6810

介護保険からのお知らせ

要介護・要支援認定を受けられている方へ

現在お持ちの「介護保険負担割合証」は、適用期間が平成二十八年七月三十一日までとなっております。
七月中に町から新しい負担割合証を交付いたします。申請書の提出は必要ありません。

負担割合証が届いたら「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず二枚一緒にサービス事業者や施設に提示してください。古い負担割合証を八月一日以降にも提示しないよう、ご注意ください。

食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、申請をいただいた後、対象となる方(世帯の全員が非課税であったり、年金収入等が八十万円以下の方で、一定以上の預貯金額等をお持ちでない方は、利用者負担段階第二段階)には負担軽減を行っています。平成二十八年八月から非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになります。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(月額)		
		部屋代	食費	
第1段階	世帯の全員が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	多床室	0円	300円
		従来型個室	320円(490円)	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第2段階	平成28年7月まで 世帯の全員が住民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 平成28年8月以降 世帯の全員が住民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	多床室	370円	390円
		従来型個室	420円(490円)	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第3段階	世帯の全員が住民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円
		従来型個室	820円(1,310円)	
		ユニット型準個室	1,310円	
		ユニット型個室	1,310円	
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし		

※()は老健・療養等

お問い合わせ先：上板町役場 福祉保健課 (TEL 694-6810)

保健師からのお知らせです



1. 「乳がん集団検診」受診者募集について

- 実施時間 13時～16時（時間予約制）
- 受付場所 上板町農村環境改善センター 1階農事研修室

実施日	健診項目	対象者	検診内容	自己負担金
28年8月25日（木）	乳がん検診	40歳以上	マンモグラフィー撮影	1,500円

申し込み 7月20日（水）から先着順に受付し、募集人数（36人）に達し次第締め切ります。

申し込み先 上板町役場 福祉保健課・保健師まで 電話（694-6810）にて申し込みください。
*申し込まれた方には問診票を送付します。

2. 高齢者の肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。
接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **（※要予約）**

（1）定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、
下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

① 平成28年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生	85歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生	90歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生	95歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生	100歳	大正5年4月2日生～大正6年4月1日生

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

（2）自己負担額 4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

（3）接種可能期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

※町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

（4）その他

今年度助成の対象となる方へは4月に個別通知を送付いたしております。
通知を紛失した場合、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 保健師 TEL 694-6810

7月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月/日	時間	場所	内容	担当
7/5	10:00~11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
8/2	10:00~11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

II 集団がん検診

月/日	時間	受付場所	内容	該当者
7/27	13:00~16:00	農村環境改善センター	乳がん検診(マンモグラフィ撮影) 金額:1,500円	40歳以上の女性の住民の方 募集人数 36名

III 頸部超音波検査

月/日	時間	受付場所	内容	料金
7/28	13:00~16:00	農村環境改善センター	頸部超音波検査(エコー検査) 金額:3,240円	20歳以上の住民の方 募集人数 36名

IV 乳幼児健康診査

1. 2歳児歯科健康診査・フッ素塗布

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
7/14	13:00~13:30	農村環境改善センター	問診、身体測定、歯科診察、フッ素塗布、歯科・育児・栄養相談	平成25年11月1日~平成26年2月28日生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
7/27	10:30~11:00	農村環境改善センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	平成28年2月14日~平成28年5月27日生

3. のびのび子育て教室

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
7/29	9:30~9:40	農村環境改善センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	平成28年2月14日~平成28年5月27日生

平成28年7・8月分
(7/1~8/10まで)

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00 ~ 22:30 休日 9:00 ~ 22:30

7月	担当	施設名	電話番号
1	金	野田(泰) 医院	694-2009
2	出	三木クリニック	698-5157
3	日	山田眼科 藍住	692-8118
4	月	野田(五) 医院	694-2008
5	火	友成 医院	694-5515
6	水	井関クリニック	637-6066
7	木	上板整形外科クリニック	637-6600
8	金	川原 眼科	694-8388
9	土	有住内科クリニック	698-8655
10	日	矢野 医院	692-4411
11	月	浦田 病院	699-2921
12	火	芳川 病院	699-5355
13	水	井上 医院	699-8070
14	木	春藤内科胃腸科	699-3777
15	金	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
16	土	堀口整形外科	698-5111
17	日	板東整形外科	692-5151
18	月	山根 眼科	692-8171
19	火	かまだ 眼科	678-8585
20	水	高田整形外科病院	698-8689
21	木	三木クリニック	698-5157

7月	担当	施設名	電話番号
22	金	有住内科クリニック	698-8655
23	土	藤本クリニック	698-0303
24	日	西條耳鼻咽喉科	692-8711
25	月	堀口整形外科	698-5111
26	火	藤本クリニック	698-0303
27	水	越智内科胃腸科	698-3111
28	木	平野 内科	698-8060
29	金	山田外科内科	698-5500
30	土	越智内科胃腸科	698-3111
31	日	富本小児科内科	692-7228
8月	担当	施設名	電話番号
1	月	吉野川 病院	698-6111
2	火	片山 医院	698-2625
3	水	新居 内科	698-8808
4	木	田根内科胃腸科	698-0123
5	金	いのもと眼科内科	698-8887
6	土	平野 内科	698-8060
7	日	中山産婦人科	692-0333
8	月	北島こどもクリニック	697-2221
9	火	つかさクリニック	697-2323
10	水	山田外科内科	698-5500

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
 稲次整形外科病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成28年
5月

お誕生 おめでとう

- 引野 田村 賢治・明日美
男の子 霸王(はおう)
- 神宅 松久保 誠一・梨香
男の子 伊吹(いぶき)
- 西分 新宮 大輔・友美
男の子 要(かなめ)
- 西分 水貝 淳・亜季子
男の子 洋介(よこすけ)



板野町文化の館図書館 7月カレンダー

板野町文化の館図書館は、上板町民の方も利用が可能となっておりますので、是非ご利用ください。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

□ の日は休館日です。
※休館日等は変更される可能性もあります

● 五月は、延べ三八一人に
二、〇三二冊ご利用頂きました。
■ お問い合わせ先
板野町文化の館図書館
TEL 〇八八―六七―一五八八八

開館時間 午前十時～午後六時

上板町立歴史民俗資料館特別展

うるわしのちらし展

資料館では、明治時代から昭和時代にわたるちらしを展示します。で、お立ち寄りください。

日時

平成二十八年七月二十三日(土)
～七月三十一日(日)

午前九時から午後四時三十分まで
※月曜日は休館します

場所

上板町泉谷字原中筋八一―
上板町立歴史民俗資料館

入場料

無料

お問い合わせ

上板町教育委員会
TEL 〇八八―六九四―六八一四
上板町立歴史民俗資料館
TEL 〇八八―六九四―五六八八

後援

上板町教育委員会
上板町文化財保護審議会



大正時代のちらし

板野郡消防操法大会

優勝 上板町消防団第二分団



第二五回板野郡消防操法大会が、六月十九日、上板町ファミリースポーツ公園において開催されました。

この大会は板野郡内の代表分団が四チーム出場し、消防ポンプ車による放水操作のスピードと的確さ、規律等を競うもので、二年に一回行われています。

大会当日は、練習を重ねてきた各分団の素晴らしい競技が繰り広げられました。

審査の結果、上板町消防団第二分団(廣瀬分団長)が見事に優勝を飾りました。

優勝した第二分団の選手は、次のとおりです。(敬称略)

- 指揮者 森 祐樹
- 一番員 谷 友伯
- 二番員 三 木 新
- 三番員 大 戸 井 康 弘
- 四番員 西 岡 大 輔
- 補助員 坂 東 英 之



戦没者追悼式が 挙行されました

五月二十八日(土)、上板町中央公民館において平成二十八年度戦没者追悼式が遺族関係者百二十二名出席のもと、厳粛に行われました。

式では戦没者六百二十六柱の冥福を祈り、参加者全員で黙祷が捧げられ、七條町長をはじめ、ご来賓の方々から追悼のことばがありました。

そして、小中学生を含む参加者全員で献花を行い、戦火に散った戦没者の方々に哀悼の意を捧げるとともに日本の恒久平和をお祈りし、最後に上板町遺族会七條会長から謝辞が述べられ、式は厳かに終了しました。

